

# 占用許可申請のしおり

## ～足場・仮囲い・掛け出し足場・落下物防護用施設(朝顔)～

### ◆道路占用許可申請について

- 工事の時に用いる足場・仮囲い・落下物防護用施設等が、練馬区の管理する道路にはみ出る場合、事前に練馬区の道路占用許可および警察の道路使用許可を受けなければなりません。
- 敷地に余裕がないなど、道路占用がやむを得ないと認められ、占用の出幅等が許可基準内かつ必要最小限であることが必要です。(ただし、道路事情等により計画の変更を求める場合や許可ができない場合があります。)
- 占用する施設や面積に応じた占用料が発生します。
- 道路占用許可を申請するときは、道路使用許可申請書も必要になります。道路使用の許可についてのお問い合わせは、3ページに記載の所轄警察署へお願いします。
- 申請にあたっては、該当する道路が練馬区が管理する道路であるかどうかを事前に確認してください。
- 都道の場合は東京都第四建設事務所(03-5978-1710)で、国道の場合は東京国道事務所万世橋派出所(03-3253-8361)で申請をしてください。

## 道路占用料の算出

### 算出方法

道路占用料 = ①占用面積(㎡) × ②単価(円/㎡・年) × ③占用期間(月数) / 12か月

※ ③までの計算の結果、1円未満の端数が生じたときには、その額を切り捨てます。

### ① 占用面積(㎡)の計算

占用面積(㎡) = 出幅(m) × 延長(m)

※ 計算の結果は、小数点以下を切り上げて、整数とします。例) 1.2㎡ ⇒ 2㎡

※ 1㎡未満の申請では、切り上げて1㎡となります。

※ 占用箇所が複雑な形状の場合、三斜計算(占用箇所を三角形に区切る)で面積を算出してください。

### ② 単価について

- 1㎡あたりの占用料(円/年)

|        |         |
|--------|---------|
| 足場・仮囲い | 24,600円 |
| 朝顔     | 10,300円 |

令和7年4月1日現在

### ③ 占用期間について

- 占用期間が1か月に満たない場合は、1か月分の占用料となります。

【例】 占用期間が2月28日～3月31日の場合、占用料は2か月分となります。

|       |       |
|-------|-------|
| 2月28日 | 3月28日 |
| 1か月分  | 1か月分  |
| 3月27日 | 3月31日 |

- 占用期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料は各年度で計算します。

【例】 占用期間が2月10日～5月9日の場合、初年度2か月分、翌年度2か月分となります。

|       |       |       |      |
|-------|-------|-------|------|
| 2月10日 | 3月10日 | 4月1日  | 5月1日 |
| 1か月   | 1か月   | 1か月   | 1か月  |
| 3月9日  | 3月31日 | 4月30日 | 5月9日 |

※ 年度を越える申請の場合、始めに当該年度分の占用料を納めてください。翌年度分は4月に請求します。

※ 占用内容により非課税取引になる場合があります。インボイス対応の領収書が必要な方は、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先



練馬区 土木部 管理課 道路占用係

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

練馬区役所 本庁舎14階 TEL 03(5984)1956【直通】

練馬区道路占用ホームページ ⇒ 練馬区ホームページ右上の検索窓に「占用」と入力して検索

# 設置基準

## 1 足場・仮囲い

| 車道に設置する場合                                   |                                                                            | 歩道に設置する場合                                   |                                                                      |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ガードパイプなどが<br>ない場合                           | 前面道路にガードパイ<br>プなどがある場合                                                     | 植栽などがない場合                                   | 前面道路に植栽やガードパイ<br>プなどがある場合                                            |
|                                             |                                                                            |                                             |                                                                      |
| 最大出幅: 1m以下で<br><u>道路幅員</u> の8分の1を<br>超えない長さ | 最大出幅: 1m以下で<br><u>有効幅員</u> の8分の1を<br>超えない長さ                                | 最大出幅: 1m以下で<br><u>歩道幅員</u> の3分の1を<br>超えない長さ | 最大出幅: 1m以下で <u>有効幅員</u> の<br>3分の1を超えない長さ<br><u>実有効幅員</u> を1m以上残す(注6) |
| 高さに関する制限はありません。                             |                                                                            | 高さに関する制限はありません。                             |                                                                      |
| 注<br>意<br>事<br>項                            | 1.足場、仮囲いに取り付ける出入りの扉は、道路に面して外開きとしない。                                        |                                             |                                                                      |
|                                             | 2.足場、仮囲いには、法令の定め、または監督官公署の指示による表示および施工主、請負業者名の表示<br>(必要最小限に限る)以外のものを掲出しない。 |                                             |                                                                      |
|                                             | 3.足場、仮囲いには、消火栓、マンホール等の操作、開閉に支障のないようにし、その位置を明示しておく。                         |                                             |                                                                      |
|                                             | 4.L形溝上に足場、仮囲いを占用する場合は、雨水排水の支障とならないようにする。                                   |                                             |                                                                      |
|                                             | 5.足場、仮囲いには、付属物(クレーン等)を設置しない。                                               |                                             |                                                                      |
|                                             | 6.歩道の実有効幅員が1.0m以上確保できない場合は、道路・交通各管理者と協議する。                                 |                                             |                                                                      |
|                                             | 7.その他、所轄警察署の指示に従う。                                                         |                                             |                                                                      |

## 2 掛け出し足場・落下物防護用施設(朝顔)

| 掛け出し足場                     |                       | 朝顔(落下物防護用施設)          |                       |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| ※足場と同時に占用する場合の例示。単体でも基準は同一 |                       |                       |                       |
| 車道に設置する場合                  | 歩道に設置する場合             | 車道に設置する場合             | 歩道に設置する場合             |
|                            |                       |                       |                       |
| 出幅 1m以下                    | 出幅 1m以下               | 危険防止に必要な出幅            | 危険防止に必要な出幅            |
| 設置する高さは路面から<br>4.5m以上離す    | 設置する高さは路面から<br>3m以上離す | 設置する高さは路面から<br>5m以上離す | 設置する高さは路面から<br>4m以上離す |

# 道路占用許可申請 手続きの流れ

※占用物の設置までに許可がおりるよう、早めの申請手続きをお願いいたします。

1 道路占用係で仮受付の手続きをして、事前審査を受けます。

仮受付  
練馬区役所  
道路占用係

下記の必要書類をそろえて道路占用係に提出してください。仮受付してお返しします。

《必要書類》

- 道路占用許可申請書 1部 (4枚1セット)
  - ・ 添付書類 2部
- 道路使用許可申請書 2部 (道路占用係で仮受付印を押してお返しします。)
  - ・ 添付書類 2部 ※道路使用許可の添付書類については所轄警察署に確認してください。

※道路占用許可申請書、道路使用許可申請書は練馬区のホームページからダウンロードできます。

添付書類

|           |                                                                                                                                     |         |                              |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------|
| 案内図       | 占用する場所がわかるもの(地図のコピーやインターネットのものでも可)                                                                                                  | 各<br>4部 | 用紙<br>サイズ<br>A4<br>または<br>A3 |
| 平面図および断面図 | 占用する場所の詳細がわかるもので、①占用物件の構造 ②道路境界 ③建物の配置 ④占用する車道または歩道の幅員 ⑤ガードパイプや電柱がある場合は敷地境界からそこまでの幅員 ⑥占用物件の出幅・延長・高さ ⑦朝顔や掛け出し足場の場合、路面からの高さを記載してください。 |         |                              |
| 現況写真      | 設置場所と道路反対側が入るように撮影してください。<br>また、現況で道路が損傷している場合は、損傷箇所も撮影してください。                                                                      |         |                              |

※添付書類は占用場所や占用物に着色するなど、わかり易く作成してください。

2 仮受付印が押された申請書類すべてを警察に提出して道路使用許可を申請します。

道路使用  
許可

所轄警察署  
交通規制係

警察署の許可は1週間程度かかります。

《必要書類》

- 上記1で仮受付された書類すべて
  - ◆ 警察の許可がおりると、意見欄に署長印が押された道路占用許可申請書が返されます。

■所轄警察署■

|                                                                          |             |              |
|--------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------|
| 練馬警察署                                                                    | 豊玉北5-2-7    | 03-3994-0110 |
| 旭丘 栄町 桜台 羽沢 練馬 早宮 貫井 中村 中村北 中村南 小竹町<br>平和台 向山 豊玉上 豊玉北 豊玉中 豊玉南 氷川台 春日町    |             |              |
| 石神井警察署                                                                   | 石神井町6-17-26 | 03-3904-0110 |
| 石神井町 下石神井 石神井台 上石神井 上石神井南町 関町東 関町南 関町北<br>立野町 大泉学園町 大泉町 東大泉 西大泉 西大泉町 南大泉 |             |              |
| 光が丘警察署                                                                   | 光が丘2-9-8    | 03-5998-0110 |
| 錦 北町 高松 光が丘 旭町 田柄 谷原 高野台 南田中 三原台 土支田 富士見台                                |             |              |

3 警察の許可が下りたら、道路占用係に道路占用許可を申請します。

本受付  
(審査)

練馬区役所  
道路占用係

道路占用に必要な書類をそろえて申請してください。

《必要書類》

- 道路占用許可申請書 1部(警察署の意見欄に押印済みのもの)
- 添付書類 2部

本受付より審査完了までには1週間程度必要です。

審査終了後に許可書の交付・占用料金額についてご連絡します。

4 道路占用係で納入通知書を受け取り、金融機関で占用料を納付後、許可書の交付を受けます。

料金納付  
許可書  
受領  
練馬区役所  
道路占用係

◆ 占用料の納付忘れを防ぐため、許可書交付前の納付をお願いしています。

※許可書発行前に納付ができない場合にはご相談ください。ただし、占用開始までに間がない場合はこの限りではありません。

- 許可の準備ができたらご連絡します。道路占用係で納入通知書をお受け取りください。
- 納入通知書を金融機関に持参して占用料を納付してください。

※練馬区役所近隣の金融機関のご案内 (営業時間にご注意ください)

■練馬区役所 1階 みずほ銀行窓口 9:00～15:00

■練馬郵便局窓口 9:00～16:00

- 道路占用係で納付の確認を受けてください。受領印を確認後、許可書を交付します。

申請書の記入例

①

新規  
更新  
変更

練土管第  
年 月 日

号  
日

道路占用許可申請書

練馬区長 殿

住所  
氏名  
TEL

②

担当者  
TEL

道路法第32条の規定により許可を申請します。

|         |                                          |                      |                                           |
|---------|------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------|
| 占用の目的   | 〇〇ビル新築のための足場・仮囲い<br>××邸外壁塗装のための足場および朝顔 ③ |                      |                                           |
| 占用の場所   | 路線名                                      | 一般区道〇〇-×××号線         | ④ 車道・歩道・その他                               |
|         | 場所                                       | 練馬区豊玉北6丁目12番1号       |                                           |
| 占用物件 ⑤  | 名称                                       | 規模                   | 数量                                        |
|         | 朝顔                                       | 〇. 〇m(出幅)×〇〇. 〇m(延長) | 〇〇㎡(小数点以下切上げ)                             |
|         | 足場・仮囲い                                   | 〇. 〇m(出幅)×〇〇. 〇m(延長) | 〇〇㎡(小数点以下切上げ)                             |
| 占用の期間   | 年 ⑥ 月 日 から 年 月 日 まで                      | 間                    | 占用物件の構造 足場: 単管パイプ、防護ネット 仮囲: 万能鋼板、パネルゲート ⑨ |
| 工事の期間   | 年 ⑦ 月 日 から 年 月 日 まで                      | 間                    | 工事実施の方法 保安誘導員○人配置 シート養生 etc ⑩             |
| 道路の復旧方法 | 損傷破損等は自費復旧する 道路管理者の指示に従う ⑧               | 添付書類                 | 案内図、平面図 断面図、現況写真 ⑪                        |
| 備考      |                                          |                      |                                           |

① 該当する申請種別に○してください。

|    |                                                                                |                               |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 新規 | 新たに占用許可を申請する場合                                                                 | 既に受けている許可の番号および許可年月日を記入してください |
| 更新 | 現在受けている許可の内容を変更せずに継続する場合                                                       |                               |
| 変更 | 現在の許可内容を変更する場合<br>※変更の許可申請にあたっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きで記載してください。 |                               |

② 申請者が法人の場合は、法人の名称と代表者名、また、工事担当者の氏名と連絡先を記入してください。

③『占用の目的』は、上記見本のようにできるだけ具体的に記入してください。

④『占用の場所』は、住居表示で記入してください。

⑤『占用物件』は、占用数量を算定するのに必要となる項目をすべて記入してください。

- 「名称」は足場、仮囲い、朝顔等記入。  
足場・仮囲いと朝顔がある場合は、別々に 上下二段にして記入してください。（記入例参照）
- 「規模」は、道路境界線からの出幅および延長を記入してください。  
また、算定が複雑な場合は【別紙のとおり】と記入して、別紙を添付してください。
- 「数量」は小数点以下切上げで記入してください。

⑥『占用期間』は、占用物件の設置から撤去する日までを記入してください。

⑦『工事期間』は、⑥と同じ期間を記入してください。

⑧『道路の復旧方法』は、記入例を参照してください。

⑨『占用物件の構造』は、記入例のように使用する部材も含めて記入してください。

⑩、⑪は、添付書類で確認できる場合は【別紙のとおり】と記入してください。